

持っていない納税義務者で、市内に特別の生計を営む者のうちから納税管理人をきめて十日以内に市長にその旨の申告書を提出させる義務を負わせまた納税管理人の關係その他申告事項に移動のある場合も移動の事由を生じた日から十日以内に市長に提出するように規定したものであります。

第百十四条は納税管理人の申告をしなかった場合の過料規定で、たゞいふ説明を申しあげました納税管理人の申告を正当な理由もなくしなかったときは納税義務者をして三万円以下の過料を課すとしたものでございます。第二項におきましてはその過料は情状により市長が定める幅をもった規定とし、第三項では過料を徴収する場合の納期限を納税通知書発行の日から十日以内と定めようとするものでございます。

第百十五条は特別土地保有税の課税標準を定めた規定で土地取得価格をもって課税標準とし、第二項におきましては無償または著しく低い価格による土地の取得につきましては、

課税標準をその土地の取得時において取得のために通常必要とする価格とし、土地改良事業施行に伴う取得であるとか、保

安林整備臨時措置法第四条の森林等に該当する民有林野を国有林野と交換する場合等における土地の取得の課税標準は、当該土地にかかわる従前の土地等の取得価格という公共事業の用に供するため不動産を収用され、補償金を受けた者が、補償金にかかわる契約をした日から二年以内にその代金で代替地として自治体の長が承認した土地を取得した場合、または都市開発法による事業施行により、土地、借地権、建築物等に対応して与えらるる不動産の取得または同法第九十一条の規定による補償金を受けた者が二年以内にその代金で自治体の長が認める代替地を取得したときの課税標準は、従前の不動産等の取得額のうち当該土地にかかわるものとして自治省令で定める額として形式的な所有権移転——いわゆる相続であるとか会社の合併等による不動産の取得等につき、ましては、当該取得直前の所有者にかかわる当該土地の取得を

それ以外の取得価格とみなしまして課税標準とするという条
項でございます。

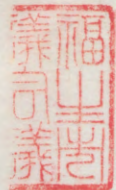
第百十六条は特別土地保有税の税率を規定したものでござ
いまして、特別土地保有税のうち土地保有分についての税率を
百分の一・四とし、特別土地保有税の土地取得分についての税率
を百分の三とする規定でございます。

第百十七条は特別土地保有税の免税点に関する規定で、税
法第百八十六條及び第百八十七條に規定されております。
これまでは地方公共団体が保有し、または取得した土地は、こ
れが農林漁業の経営規模の拡大または工場の地方分散等、
国の施策に適応する土地または形式的な所有権の移転
等にかかります土地等で、非課税の対象となる土地を除き
まして税法第百九十九條第一項第一号の特別土地保有税
——これは保有分であります。その者が一月一日現在に所
有する土地の合計面積が五千平方メートル、同項第二号の
特別土地保有税——これは取得分であります。その者が

一月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が五千平方メー
トル、同項第三号の特別土地保有税——これも取得分
関係であります。その者が七月一日前一年以内に取得した土地の
合計面積が五千平方メートルにそれ未満でない場合は特別
土地保有税を賦課しませんというものでございます。

なお、この合計面積につきましては同一のものにつきまして市
の行政区画内での合算面積でございます。したがって、
他市町村に所有する分につきましては含みませんので申し添
えます。

第百十八条は特別土地保有税の税額に関する規定を定め
たものでございまして、第一号は特別土地保有税のうちの保有
分に対する税額の算出方法を規定したものでございまして、
一月一日現在で五千平方メートル以上の土地を所有している者に
対しては、土地の取得価格に百分の一・四を乗じて得た額が
その土地に対して賦課されました固定資産税相当額を控除
した額をもって税額とし、第二号におきましては特別土地保有



税の土地取得分に対する税額算出を規定したものでございまして、この場合二月一日また七月一日前一年以内に五千平方メートル以上の土地を取得した場合にはそれぞれ土地の取得価格に百分の三を割じて得た額から東京都が賦課しました不動産取得税に相当する額を控除した額をもってその税額とする。この場合——この場合とは令第五十四条の三十八をさしますが、この場合二月末日及び八月三十一日までは東京都の不動産取得税の税額が確定していないいわゆる固定資産税課税台帳に登載されている土地についてはその価格とし、未登載の土地については固定資産税の評価基準によって市長が定める価格をもってそれぞれ課税標準額とし、これに百分の三を割じて得た額を差し引きしましたものを税額とするという規定でございします。

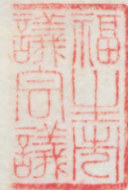
第百十九条は特別土地保有税の徴収方法を定めたものでございまして、ここにも記載のとおり申告納付の方法で徴収しようとするものでございします。



第百二十条は前条できめました申告納付につきまして規定したもので、第一項にあきましては特別土地保有税のうち保有分にかかわるものについてはその年の五月三十一日までに、取得した分についてはその年の二月末日または八月三十一日までに市長に保有税申告書を提出し、その際申告にかかわります保有税を申告書で納付しなければならないと規定します。第二項にあきましては市税申告書によって特別土地保有税の申告をしたときは、納期限の延長があった場合はその延長された納期限の翌日から納付される日までの期間の日数に応じまして年十四・六%、修整申告書を提出した日までの期間またはその日の翌日から一ヶ月過ぎる日までの期間につきましては年七・三%の割合で計算した額を延滞金として納付しなければならないといたしております。

第百二十一条は特別土地保有税の不足税額に関する納付手続について規定したもので、第一項では特別土地保有税の申告、同修正申告の提出があった場合、市長は申告の内容を調査





し、その結果校正をしたときにはその旨を納税者に通知し、またそれらの申告書の提出がなかったときは調査をして申告すべき課税標準または税額を決定し、その旨を納税者に通知します。この通知を受けた納税義務者は、不足税額を市長が指定した納期限——この場合は通知から一ヶ月後となっておりませんが、それまで既に納付しなければならぬと規定したわけでございます。第二項はただいま申しあげました場合の不足税額は納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年一四・六％の率で計算した金額に納入する延滞金を加算して納入しなければならぬとし、一方、特別土地保有税の徴収猶予や災害等によるやむを得ない理由により納入免除の延長期間を過ぎて納入するときは、猶予期間または納期限の翌日から一ヶ月を経過する日までの間の延滞金は年七・三％の率で計算した金額に納入する延滞金額を不足税額に加算して納入しなければならぬと規定したものでございます。さらに附則の関係でございますが、第一条は施行日を定めた



ものでございまして、その日は昭和四十八年七月一日とし、第二条におきましてはこの条例の適用区分と読み替えに関する規定を規定したものでございます。第一項は特別土地保有税のうち保有分につきましては昭和四十九年度から適用し、取得分につきましては昭和四十八年七月一日以後の土地取得について適用することとしたものでございます。なお第二項におきましては非住宅用地に対して賦課する昭和四十九年度分の特別土地保有税につきましては、新条例第百十八条第一号中にあります税額控除に関する部分の当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格——とあるのは、附則第十四条の二第一項または第二項の個人及び法人の所有にかかわる非住宅用地に対する固定資産税の税額算出に関する規定中当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に読み替えて運用しようとするもので、この措置は特別土地保有税の住宅用地に対して非課税であるために、特に課税部分の控除をはっきりさせるためにしたものでございます。以上が改正内容でございますが、なおこの特別土地保有税の

新設によりまして、税収の面での程度の見込みがあるか出してございます。特別土地保有税のうち保有分として昭和四十九年ほどの程度の収入になるかという関係で担当課で調査いたしました結果、現時点では大体百六十七万円ぐらいの収入見込みを立てております。そのほかにまた何件かの贈与分として見込みがありそうですが、細部にわたってはまた調査が完了しておりませんので不明であります。なお七月一日以降の土地取得分の特別土地保有税につきましては、今後の土地の移動いかなによりますが、五千平方メートルの土地ともなりますと該当するものはあまりないのではないかと推定しております。何とぞ慎重ご審議賜わりまして原案についてご可決賜わりますようお願いいたしまして議案第七十八号の説明を終わります。

○副議長（高波忠君） 以上で提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する質疑を進行いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長（高波忠君）

以上で質疑を終ります。

○十四番（小林暢吉君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十八号については委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されることを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○副議長（高波忠君）

おはかりいたします。ただいま十四番小林暢吉君より所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長（高波忠君）

ご異議なしと認めます。よって議案第七十八号は原案どおり可決いたしました。

○副議長（高波忠君）

日程第七議案第七十九号特別委員会の設置についてを議題といたします。

議事係長をして議案の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読)

省略

○副議長(高波忠君)

朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。

(十四番 小林暢吉君登壇)

○十四番(小林暢吉君)

ご指名がございましたので議案第七十九号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

近年の自治体における所掌事務は非常に複雑多岐にわたり、当福生市におきましても市制施行以来その行政事務は非常に多種多様で細分化されてまいったわけであり、またその携わる職員数も年々増加の一途をたどり、昭和三十九年に完成した本庁舎も狭隘となり、やむなく教育委員会事務局が市民体育館に移ったことはご承知のとおりであります。これがため理事者側におきましても将来の庁舎建設を計画的に進めるため、今年三月定例会には市庁舎増築基金条例を制定し二千三百万円の積み立てを行なっているわけ

であります。議会側といたしましても分散事務を一日も早く解消するため理事者側ともども問題解決にあたらなければならぬのではないかと考え本案を提出するにいたった次第であります。

よろしく慎重ご審議のうえ、原案どおりご決定くださるようお願い申しあげまして提案理由の説明を終ります。

○副議長(高波忠君)

以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番(松山清君)

この問題は特別委員会の設置ですが、いわゆる公共施設をつくる場合、前回も体育館をつくる際に特別委員会をつくったわけです。私は必ずしもこの特別委員会をつくる必要はないと思います。十分所管委員会のできるのではないかと考えるわけです。逆に、こういうように公共施設をつくるべくして特別委員会をつくっていくことであらば、いつてみまると常任委員会の権限をわれわれ議会議員みずからせはめているということにつながると思います。こういう点でこの

問題はリッパに選出されている議員の方に入っている所管委員会
で十分やっていける問題ではないかと考えます。よって私はこの
特別委員会をあえてつくる必要はないと考え、この提案に反
対するわけです。

○四番 田村市郎君 ただいまの議案第七十九号 特別委員会の
設置については賛成でございます。

理由はただいま提案者からの特別委員会の設置の要項に
ついて説明を受けましたが、反対の松山議員からは常任委員
会で審議すればということでございます。しかレ本件は一年で
すむものではなく、三年・四年という期間がかかり、市民のため
の市の一番大きなシンボルの庁舎でございます。ことは重大で
ございますので慎重ご審議願いたい。これは相当な金額にもな
りますし、また市民サービスからいっても庁舎というものの内
容等も相当研究しなければならぬと考えるものであります。
よって私は特別委員会をあらゆる面から総合しまして設置
することに賛成するものでございます。

(拍手)

○副議長 (高波忠君) 以上で質疑を終ります。

議案第七十九号に対し、起立により採決いたします。
本案について賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長 (高波忠君) 起立十九名、多数であります。よって議案第
七十九号は原案どおり可決いたしました。

○副議長 (高波忠君) ただいま設置することになりました市庁
舎建設特別委員会の委員について議長において

員井喜代次君

小林菊三君

小林才治君

石岡一三君

伊東忠次郎君

石川繁治君

小林暢吉君

大野行夫君

田村匡雄君

塩野鉄之助君

石川信義君

以上十一名を委員として指名いたしたいと思っておりますがこれ
にご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○副議長（高波忠君）　ご異議がありますので起立により採決いたします。

ただいま指名した諸君を委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（高波忠君）　起立十九名、多数であります。よってただいま指名した十一名を市庁舎建設特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお正副委員長の互選結果報告がありますので事務局長をして報告いただきます。

（古谷議会事務局長報告）

市庁舎建設特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

市庁舎建設特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果次のとおり決定したので報告いたします。

一、市庁舎建設特別委員会委員長　小林暢士

福生市議会

同

伊東忠次郎

昭和四十八年六月二十五日

市庁舎建設特別委員会委員　貫井喜代次

福生市議会議長

石川信義殿

○副議長（高波忠君）　ただいま事務局長をして報告させたとおり決定いたしました。

ここで正副委員長になられた方々のご挨拶を願います。
委員長小林暢吉君にお願いいたします。

（市庁舎建設特別委員長　小林暢吉君登壇）

○市庁舎建設特別委員長（小林暢吉君）　このたび行なわれました市

庁舎建設特別委員会の設置に伴います委員会の委員長及び副委員長との互選によりまして、不肖私が委員長という重責を仰せつかることになりました。誠に光栄に存する次第でございます。

市庁舎の問題につきましては先ほど提案理由の説明で申しあげましたとおりでございます。これからの方舎建設につきまして

は前途長期間を要するわけですから、その点十分調査研究をいたしまして、本委員会の委員長としての責務を全うする覚悟でございます。

よろしく委員の方々並びに議員諸氏の格段のご支援を切にお願いいたしました。ご挨拶にかえさせていただきます。(拍手)

○副議長(高波忠君) 次に副委員長 伊東忠次郎君にお願いいたします。

(市庁舎建設特別副委員長 伊東忠次郎君登壇)

○市庁舎建設特別委員長(伊東忠次郎君) ご挨拶を申し上げます。はからずも市庁舎建設特別委員会の副委員長を仰せつかりました。誠に光栄の至りでございます。もとより浅学非才ではございますが、委員長を助けまして初期の目的を達成するよう努力するつもりでございます。

従前にまして議員の皆さんのご指導ご鞭撻をお願いいたしまして簡単ではございますがご挨拶にかえさせていただきます。(拍手)

○副議長(高波忠君)

以上で特別委員会の設置と委員の選任並びに正副委員長のご挨拶を終わります。

○副議長(高波忠君)

暫時休憩いたします。

午後一時三十三分 休憩

午後二時三十八分 開議

○副議長(高波忠君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会委員の辞任願が提出されました。

この際日程に追加し先議したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○副議長(高波忠君)

ご異議なしと認めます。よって日程に追加し先議することに決定いたしました。

追加日程第一特別委員会委員の辞任許可についてを議題といたします。

広域行政促進特別委員会委員である。

貫井喜代次君 川窪清一君 石川繁治君

末次性男君 山石田博君

以上五名より辞任願が提出されたものでありますが、本件は
一身上に關することであり、地方自治法第百十七条の規定に
より除斥したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長（高波忠君） ご異議なしと認めます。よってそれぞれ除斥
することに決定いたしました。

（一番貫井喜代次君、五番川窪清一君、十三番石川繁治君
十五番末次性男君、二十三番山石田博君 退席）

○副議長（高波忠君） おはかりいたします。本件は願い出のお
りそれぞれ許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長（高波忠君） ご異議なしと認めます。よって広域行政促
進特別委員会委員の辞任願はそれぞれ許可することに

決定いたしました。

（一番貫井喜代次君、五番川窪清一君、十三番石川繁治君
十五番末次性男君、二十三番山石田博君 入場）

○副議長（高波忠君） 追加日程第二特別委員会委員の選任を行
ないます。

ただいま欠員となっております広域行政促進特別委員会委
員の選任については委員会条例第五条第四項の規定により
議長において

伊東忠次郎君 関 米吉君 高波忠君 中里元一君
石川信義君

以上五名を指名いたしたいと思いますがこれにご異議ございま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長（高波忠君） ご異議なしと認めます。よってただいま指名
した諸君を広域行政促進特別委員会委員に選任することに